法令および定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第26期
（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）

株式会社ベクトル

連結注記表および個別注記表は、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.vectorinc.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しているものであります。

新株予約権等の状況

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年２月13日開催の取締役会決議による新株予約権

ⅰ．新株予約権の数

1,790個（新株予約権１個につき900株）

ⅱ．新株予約権の目的となる株式の数

1,611,000株

ⅲ．新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの発行価額は、4,600円とする

ⅳ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　473,400円（１株当たり526円）

ⅴ．新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、１株当たり263円とする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、１株当たり263円とする。

なお、行使価額が調整された場合は、いずれの金額も調整される。

ⅵ．新株予約権を行使することができる期間

平成26年２月20日から平成31年５月31日まで

ⅶ．新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、下記イ乃至ハに掲げる営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以下、同様とする。）に関する条件が充たされた場合、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として新

株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

イ．平成27年２月期の営業利益が12億円を超過した場合 行使可能割合 10％

ロ．平成28年２月期の営業利益が16億円を超過した場合 行使可能割合 40％

ハ．平成29年２月期の営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合 50％

・新株予約権者は、平成27年２月期から平成29年２月期までのいずれかの期の営業利益が９億円を下回った場合、下回った期の有価証券報告書提出日の前日までに上記に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

・新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

・各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

viii．当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	840個	756,000株	１名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注）上記の行使価額及び株数は、平成26年３月１日付の株式分割（普通株式１株を３株）及び、平成28年９月１日付の株式分割（普通株式１株を３株）を考慮したものであります。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及びその運用状況は以下のとおりであります。

(1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ベクトルグループコンプライアンスポリシーを制定し、取締役は自らこれを遵守するとともに、代表取締役は、その精神を使用人に反復伝達します。

また、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。

(2)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報管理基本規程、インサイダー取引防止に関する規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

情報セキュリティについては情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ベクトルグループコンプライアンスポリシーを上位規範として、コンプライアンス・リスク管理規程及び事故・不祥事等対応規程を定め、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制を構築しております。

また、監査役監査規程及び内部監査規程に基づき、リスク管理状況の監査、有効性評価を行っております。

(4)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則として毎月１回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

また、組織規程及び職務権限規程により、取締役の担当職務、取締役・使用人等の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化しております。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、当社グループにおける経営管理体制、内部統制システムの基礎を整備しております。

また、ベクトルグループコンプライアンスポリシー、コンプライアンス・リスク管理規程を各子会社に適用又は準用し、グループ全社のコンプライアンス体制の整備を図っております。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。また、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び使用人に周知徹底します。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を確保し、業績等会社の業務の状況を監査役へ定期的に報告します。

監査役監査規程により、監査役が何時でも取締役及び従業員に対して営業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査することができる体制を確保しております。

関係会社管理規程、コンプライアンス・リスク管理規程、事故不祥事対応規程により、適正な報告がなされるよう体制を整備しています。また、コンプライアンス内部通報窓口を設け、報告による不利益的扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努めております。

（9）監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理にあたっては、他部門の干渉を受けないものとし、当社は、監査役との協議により、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を19回開催しました。取締役会には取締役５名（うち社外取締役１名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）が出席して活発な意見交換がなされており、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営計画の評価・分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性を確保いたしました。

当事業年度において、監査役会を12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行いました。監査役は、取締役会等重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、稟議文書や取引契約書の監査を含む取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査役は、取締役、内部監査室及び会計監査人等と定期的な会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、原則として子会社各社に当社取締役を派遣する体制を整備するとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社取締役会への報告又は承認を必要とするなど、子会社の管理・運営に努めました。

当社グループの役職員に対して随時コンプライアンスの重要性に関する情報を発信するとともに、グループ全体を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と実効性の確保に取り組みました。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ柔軟に検討を行って参ります。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年３月１日 残高	1,957,872	2,436,442	3,881,379	△259,488	8,016,206
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	206,735	206,735			413,470
剰余金の配当			△226,327		△226,327
自己株式の取得				△43	△43
連結子会社の増資による持分の増減		2,516			2,516
連結子会社株式の取得による持分の増減		△2,838			△2,838
持分法適用範囲の変動による増減			△39,235		△39,235
親会社株主に帰属する当期純利益			1,425,381		1,425,381
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	206,735	206,412	1,159,817	△43	1,572,921
平成30年２月28日 残高	2,164,607	2,642,854	5,041,197	△259,531	9,589,128

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成29年３月１日　残高	521,959	5,006	526,966	12,213	609,588	9,164,974
連結会計年度中の変動額						
新株の発行				△3,979		409,491
剰余金の配当						△226,327
自己株式の取得						△43
連結子会社の増資による持分の増減					39,012	41,529
連結子会社株式の取得による持分の増減					20,621	17,782
持分法適用範囲の変動による増減						△39,235
親会社株主に帰属する当期純利益						1,425,381
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	319,865	31,281	351,147	180	277,811	629,139
連結会計年度中の変動額合計	319,865	31,281	351,147	△3,799	337,446	2,257,717
平成30年２月28日　残高	841,825	36,288	878,114	8,414	947,035	11,422,691

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	31社
連結子会社の名称	㈱アンティル ㈱プラチナム ㈱イニシャル ㈱シグナル ㈱PR TIMES ㈱VECKS ㈱Starbank ㈱IRTV ㈱マッシュメディア ㈱NewsTV ㈱PRリサーチ ㈱100キャピタル ㈱LAUGH TECH ㈱ビタブリッドジャパン ㈱メディコマ カウモ㈱ ㈱ニューステクノロジー ㈱OPENERS ㈱JION ㈱ブランドコントロール ㈱PacRim Marketing Group Vector Group International Limited 維酷公共関係諮問（上海）有限公司 PT. VECTOR Hawaii Select Limited Vector Group Ltd. VECTOR GROUP COMPANY LIMITED VECTOR, INC. PacRim Marketing Group, Inc. PRTech, LLC Vector Korea Inc.

② 非連結子会社の状況　　該当事項はありません。

③ 連結の範囲の変更に関する事項

㈱メディコマ、カウモ㈱、㈱OPENERS、㈱ニューステクノロジー、㈱JION、㈱ブランドコントロール、Vector Korea Inc.を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	４社
持分法適用関連会社の名称	VR Projects Limited
	㈱オーバン
	㈱Payment Technology
	㈱サイバーセキュリティクラウド

② 持分法適用の範囲の変更に関する事項

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました㈱ニューステクノロジーは連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。また、当連結会計年度より㈱Payment Technology、㈱サイバーセキュリティクラウドは重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Vector Group International Limited、維酷公共関係諮問（上海）有限公司、PT. VECTOR、Hawaii Select Limited、Vector Group Ltd.、VECTOR GROUP COMPANY LIMITED、㈱PacRim Marketing Group、VECTOR, INC.、PacRim Marketing Group, Inc.、PRTech, LLC、Vector Korea Inc.の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、㈱JIONの決算日は９月30日であり、連結計算書類作成にあたっては、連結会計年度末で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

商品及び製品　移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成業務支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～22年
機械装置及び運搬具	４～７年
工具器具備品	４～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．株主優待引当金　　株主優待の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。なお、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の損益として処理することとしております。

２．追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

３．表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、連結損益計算書において「特別損失」に表示されていた「投資有価証券評価損」（前連結会計年度140,477千円）は、当社グループにおけるベンチャー支援の規模が拡大し、その投資にかかる損益が経常的に発生することを鑑み、損益発生の実態をより適切に反映させるため、当連結会計年度より「営業外費用」の「投資有価証券評価損」（当連結会計年度293,458千円）に区分して表示しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	45,527,400株	778,500株	－株	46,305,900株

(注)発行済株式の増加数は、ストック・オプションの行使による増加778,500株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	261,810株	33株	－株	261,843株

(注)自己株式の増加数は、単元未満株式の買取による増加33株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月25日定時株主総会	普通株式	226,327千円	5円	平成29年2月28日	平成29年5月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	276,264千円	6円	平成30年2月28日	平成30年5月25日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	1,611,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動等に伴い短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入及び営業債権のファクタリングにより調達しております。新規事業計画及びこれに付帯する設備等投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合は、主に銀行借入や社債発行により必要資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、外貨建の営業取引等に対するリスク回避等の明確な目的が無い限り行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券及び組合出資金等であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、安定的運転資金の確保を目的とした資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、取引先管理規程に従い、得意先ごとの財務状況を個別把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

当社は、投資管理規程に従い、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、経済合理性が認められる限りにおいて固定金利による資金調達を行っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社経営管理本部においてグループ全体の年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,320,804千円	4,320,804千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	3,783,050千円	3,783,050千円	－千円
(3) 投資有価証券	1,545,948千円	1,545,973千円	25千円
資産計	9,649,804千円	9,649,829千円	25千円
(1) 支払手形及び買掛金	784,012千円	784,012千円	－千円
(2) 短期借入金	2,858,784千円	2,858,784千円	－千円
(3) 1年以内償還予定社債	5,000千円	5,000千円	－千円
(4) リース債務（１年内に返済予定のものを含む）	43,057千円	43,754千円	696千円
(5) 長期借入金（１年内に返済予定のものを含む）	16,430千円	16,219千円	△210千円
負債計	3,707,284千円	3,707,770千円	485千円

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は、取引所価格がないため、その将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味したレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) １年以内社債予定社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務（１年以内に返済予定のものを含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（１年内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,996,485
出資金	475,332

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象に含めておりません。

当連結会計年度において350,250千円の減損処理を行っております。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	4,320,804	－	－	－
受取手形及び売掛金	3,783,050	－	－	－
投資有価証券	－	121,238	24,900	－
合計	8,103,855	121,238	24,900	－

投資有価証券の連結貸借対照表計上額は、減損処理後の金額であり、償還予定額とは相違しております。

4．リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
リース債務	16,243	13,797	8,164	3,826	1,025	－

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　227円33銭
(2) 1株当たり当期純利益　　31円29銭

7．重要な後発事象に関する注記

（業績連動型新株予約権の発行）

当社は、平成30年3月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

第5回新株予約権

決議年月日	平成30年3月14日
新株予約権の数	36,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,600,000株
新株予約権の発行総額	157,248,000円(1個当たり4,368円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,343円
新株予約権の行使期間	自　平成32年6月1日 至　平成34年12月31日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の発行価格及び資本組み入れ額	発行価格　2,343円 資本組入額　1,172円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社及び当社子会社の取締役及び従業員　6名 割当個数　36,000個

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、平成32年２月期および平成33年２月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、経常利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき経常利益の概念重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

a. 平成32年２月期の経常利益が5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50％

b. 平成33年２月期の経常利益が6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50％

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年３月１日残高	1,957,872	1,917,872	1,917,872	2,868,744	2,868,744	△259,488	6,485,002
事業年度中の変動額	－	－	－	－	－	－	－
新株の発行	206,735	206,735	206,735	－	－	－	413,470
剰余金の配当	－	－	－	△226,327	△226,327	－	△226,327
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△43	△43
当期純利益	－	－	－	173,282	173,282	－	173,282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	206,735	206,735	206,735	△53,045	△53,045	△43	360,380
平成30年２月28日残高	2,164,607	2,124,607	2,124,607	2,815,698	2,815,698	△259,531	6,845,382

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成29年３月１日残高	431,946	431,946	12,213	6,929,161
事業年度中の変動額	－	－	－	－
新株の発行	－	－	△3,979	409,491
剰余金の配当	－	－	－	△226,327
自己株式の取得	－	－	－	△43
当期純利益	－	－	－	173,282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	397,854	397,854	△3,979	393,875
事業年度中の変動額合計	397,854	397,854	△3,979	754,256
平成30年２月28日残高	829,801	829,801	8,234	7,683,418

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産

商品及び製品　移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成業務支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～22年
工具器具備品	４～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金　株主優待の使用による支出に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2．追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3．表示方法の変更に関する注記

投資有価証券評価損の表示方法は、従来、損益計算書上、特別損失に区分して表示しておりましたが、当社におけるベンチャー支援の規模が拡大し、その投資にかかる損益が経常的に発生することを鑑み、発生の実態をより適切に表示するため、当事業年度より営業外費用に区分して表示しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1)債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

維酷公共関係諮問（上海）有限公司	33,960千円

(2)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,129,735千円
短期金銭債務	48,943千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,854,739千円
売上原価	1,187,985千円
営業取引以外の取引高	74,785千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

普通株式	261,843株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,256千円
未払事業所税	765千円
未払費用	13千円
貸倒引当金	117,897千円
賞与引当金	2,468千円
株主優待引当金	8,887千円
投資有価証券評価損	91,075千円
関係会社株式評価損	31,064千円
出資金評価損	17,389千円
減損損失	624千円
資産除去債務	28,965千円
その他	849千円
繰延税金資産小計	309,260千円
評価性引当金	140,008千円
繰延税金資産合計	169,251千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△366,222千円
その他	△6,248千円
繰延税金負債合計	△372,471千円
繰延税金負債の純額	△203,220千円

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	133,820千円
固定負債－繰延税金負債	△337,040千円

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱アンティル	100%	管理業務受託、ＰＲ業務委託	ロイヤリティ収入、管理業務収入他（注）２	448,266	売掛金	18,747
				業務委託費（注）２	405,071	未払金	－
子会社	㈱プラチナム	100%	管理業務受託、ＰＲ業務委託	ロイヤリティ収入、管理業務収入他（注）２	530,739	売掛金	51,576
				業務委託費（注）２	203,147	未払金	－
子会社	㈱イニシャル	100%	管理業務受託、ＰＲ業務委託	ロイヤリティ収入、管理業務収入他（注）２	520,306	売掛金	15,281
子会社	VECTOR, INC.	100%	商品の販売、資金の貸付	売上高（注）３	20,472	売掛金	68,145
						立替金	10,293
				資金の貸付（注）３	44,070	短期貸付金	87,927
				受取利息（注）３	1,384	未収収益	2,921
子会社	㈱ビタブリッドジャパン	50.4%	資金の貸付	資金の貸付（注）２	120,000	短期貸付金	－
子会社	㈱メディコマ	71.2%	資金の貸付	資金の貸付（注）２	630,000	短期貸付金	630,000
子会社	Vector Group International Limited	100%	資金の貸付	資金の回収（注）２	250,000	短期貸付金	726,825

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高の一部には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針

ロイヤリティ収入、管理業務収入は、両社が協議して決定した契約に基づき決定しております。業務委託費の支払は業務委託契約に基づき決定しております。資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

３．VECTOR, INC.への貸倒懸念債権に対し、貸倒引当金169,287千円を計上しております。また、当事業年度において169,287千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　166円69銭

(2) １株当たり当期純利益　3円80銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（業績連動型新株予約権の発行）

当社は、平成30年３月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

第５回新株予約権

決議年月日	平成30年３月14日
新株予約権の数	36,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,600,000株
新株予約権の発行総額	157,248,000円(1個当たり4,368円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,343円
新株予約権の行使期間	自　平成32年6月1日 至　平成34年12月31日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の発行価格及び資本組み入れ額	発行価格　2,343円 資本組入額　1,172円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社及び当社子会社の取締役及び従業員　6名 割当個数　36,000個

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、平成32年２月期および平成33年２月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、経常利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき経常利益の概念重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

a. 平成32年２月期の経常利益が5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50％

b. 平成33年２月期の経常利益が6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50％

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。